



① 永久抹消の場合
遺産分割協議の必要がない(スクラップにより車の財産的価値がなくなったため)

添付書類

- ・ 被相続人の死亡が確認できる戸籍抄本
- ・ 被相続人と申請人の相続関係がわかる戸籍謄本
- ・ 申請人の印鑑証明書及び委任状

※ 重量税還付がある場合、申請人に還付される。代理受領は不可。

② ③ 移転登録の場合

遺産分割協議の必要があるが、査定価格100万円以下の場合、添付書類が選べる。

添付書類

遺産分割協議書の場合

- ・ 被相続人の死亡が確認できる戸籍抄本
- ・ 被相続人と**相続人全員**の関係が全て証明できるもの
- ・ 相続人全員の実印が押された協議書
- ・ 相続人のうち**一人だけ**の印鑑証明書と委任状

遺産分割協議成立申立書の場合

- ・ 被相続人の死亡が確認できる戸籍抄本
- ・ 被相続人と申請人である相続人の関係が確認できる戸籍謄本
- ・ 相続する車の価格が**100万円以下**であることを確認できる査定証(写し)
- ・ 申請人の印鑑証明書及び委任状
又は査定価格が確認できる資料の写し

④ 全ての届出

添付書類

- ・ 被相続人の死亡が確認できる戸籍抄本(写し)を添付。申請依頼書には印不要。

※

相続人の中に一人でも未成年者がいる場合は遺産分割協議が出来ないため、共同相続とするか、又は未成年者のかわりに法定代理人を選任し、遺産分割協議を行う。
(未成年者は財産を管理する能力がないとみなされているため)